

八王子ビデオサークル会則

設立 令和2年(2020)2月22日

(名 称)

第1条 本会は八王子ビデオサークルといい、略称としてHVCという。

(目 的)

第2条 本会は映像芸術を趣味とするアマチュアの相互親睦と映像制作の知識及び技術の向上、地域への貢献と自他共に優しいサークル活動を図ることを目的とする。

(所在地)

第3条 本会の事務局を代表宅に置く。

(会 員)

第4条 本会は趣味として映像芸術を楽しみ、本会の目的に賛同するアマチュア・プロすべての老若男女を会員として受け入れる。学生さんの加入も積極的に認める。

2 本会に入会しようとするものは役員に申し出て代表の承認を得なければならない。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

代表 事務局長 会計 幹事

2 本会に顧問、相談役、特別会員を置くことができる。

3 代表は会員の互選により選出する。役員は代表が総会の承認を経て任命する。

4 役員の内任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の内職務)

第6条 代表は会をまとめ、会務を総理し、会議を招集する。

副代表は代表を補佐し、代表事故あるときはその職務を代行する。

(会費及び入会金)

第7条 会員は別に定める年会費を全額または半年分を予め納入するものとして、理由なく会費を6ヶ月以上滞納した場合は、会員の資格を失うことがある。なお、一度納入した会費は、いかなる理由においても返却を不可とする。

2 寄付金は会計に繰り入れ、会の運営に充てることができる。

3 新たに入会するものは入会金を納入する。入会金は別に定める。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日までとする。

(事 業)

第9条 本会の事業は次のとおりとする。

1 月例会

2 撮影会及び講習会の開催

3 映像発表会の開催

4 その他

(総 会)

第10条 総会は3月に開催する。総会は会員過半数の出席により成立する。

(その他)

第11条 会員が会の名誉を傷つけ、又は相互の親睦を乱す行為があると認めるとき、また実務上虚偽の文書を作成した場合退会を決することがある。